

## 令和7年度第1回 静岡市廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議

- 1 日 時 令和7年12月16日(火) 15:00 ～ 15:45
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 92会議室
- 3 出席者 (委員) 雨谷委員長、横田副委員長、井上委員、松田委員、宗林委員  
(事務局) 坂野課長、渡辺係長、青野主任薬剤師、阪東主任主事、小川主事  
(事業者) 株式会社小沼木材緑化 関係者4名
- 4 議 題 株式会社小沼木材緑化 移動式破碎施設の設置許可について

### 5 会議内容

事務局(渡辺係長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます静岡市廃棄物対策課の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、廃棄物対策課長の坂野からご挨拶をさせていただきます。

《坂野課長 挨拶》

事務局(渡辺係長)

ありがとうございました。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第(2)委員長・副委員長の選任についてです。昨年度の会議も今回と同様のメンバーで実施させていただいておりますが、その際と同様に委員長を雨谷委員に、副委員長を横田委員にお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)事業者からの事業説明及び環境影響評価説明に入らせていただきます。附属機関設置条例第6条第3項の規定より、議長は委員長に務めていただきます。なお、附属機関設置条例第7条第2項の規定により、本日委員5名全員のご出席をいただいております。過半数以上の出席となりますので会議は成立となります。議事録作成のため会議内容については録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、雨谷委員長よろしくお願いいたします。

雨谷委員長

本日の議長を務めさせていただきます雨谷です、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議内容についての確認ですが、本日現場確認を行った場所に機械を据え置いて作業する運用とするのか、機械を現場に移動させて行うのか、どちらでしょうか。

事務局（渡辺係長）

今回の申請は移動式の破砕機ということで、各現場に機械を持っていき、そちらで作業する運用となります。つきましては、環境影響評価に対しては、どの現場で稼働した場合にも共通に発生する影響等について審議いただきたいと思います。

雨谷委員長

わかりました。それでは、事業者の方々の入室をお願いいたします。

《事業者入室》

雨谷委員長

それでは、本日ご説明をいただく事業者の方々の自己紹介からお願いいたします。

《事業者自己紹介》

雨谷委員長

ありがとうございました。

それでは、続いて今回の廃棄物処理施設に係る事業計画・施設の概要、生活環境の影響調査についてご説明をお願いします。

《事業者説明》

雨谷委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、委員の皆様よりご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

横田副委員長

産業廃棄物の排出者についての確認になりますが、これは小沼さんが元請け（排出者）となり自己物の処理として行うのか、それとも別に元請けがいて、そこから産業廃棄物の処理を委託される形となるのか、どちらでしょうか。

また、破碎処理した後の木くずについてはどのような処理になりますか。

事業者

処理については、別に排出者がおり、そこから産業廃棄物としての処理を請け負う形になります。破碎処理したあとのチップについては、排出者にお返しし、所有している畑や整地した土地に撒くなど有効活用していただきます。

雨谷委員長

要は、伐採した段階では産業廃棄物である木くずについて、チップ化するための処理料金をいただいて処理し、有価物になったチップを排出者にお返しするという事業ということでしょうか。

事業者

そういうことになります。

横田副委員長

こちらは、建設廃材としての木くずになるのでしょうか。

事業者

基本的には、山林の所有者が山林を畑地に整理する際に発生する廃材（有価物にならない生木）を対象としております。

井上委員長

建設廃材ではないが、（林業・伐採業における山間地）工事で発生するという事なので、産業廃棄物としての木くずではあるということですね。

事業者

はい。

松田委員

環境影響評価について質問です。移動式破碎機ということで、当然駆動するにあたり排気ガスは発生すると思いますが、それに関する大気質の調査が行われていないのはどうしてでしょうか。

事業者

環境省が出している移動式破碎機の生活環境影響評価のガイドラインに則って予測し

ており、排ガスについては、実際に現場で使用している他の重機と同程度であろうという  
ことで、個別の評価は行っておりません。

松田委員

同程度といっても機械としては全くの別物なので、評価は必要ではないでしょうか。

事業者

用途や形は全く異なりますが、使用しているエンジンは同型のものになりますので、  
そういった意味で同程度の施設という扱いとしております。実際には、工事現場で使用  
する他の重機や運搬トラックなどの影響の方が大きいため、それと同程度の一機械とし  
て扱い、個別の評価はしておりません。

松田委員

もう1点、騒音についての意見です。当施設については、(今回産業廃棄物の許可を取  
得する以前から)実際に使用しているわけですので、実測したデータを基に予測する必  
要があるのではないのでしょうか。メーカーが示している騒音レベルの最大値を使用し  
て予測されているが、それがどういった状況のもと計測したデータなのか不明瞭であるこ  
とと、現場視察の際におっしゃっていたように、破砕する木材の種類によって騒音の大  
きさも変わるということでしたので、実際に各木材を破砕した騒音レベルを実測しな  
いと、予測についても説得力がないように思われます。

井上委員

メーカーが出しているデータというのは、実際に破砕した際のデータなのでしょうか。  
85 デシベルとありますが、実際に破砕した際には、瞬間的にはもっと大きな音が出るよ  
うに思います。

事業者

実際に使用する中で、一番最初の破砕は確かに大きな音はすると感じていますがそれ  
以降細かくなっていけば、そこまでの音はしないと感じております。

雨谷委員長

評価項目の選定について質問です。二酸化炭素と浮遊粒子状物質については選定しな  
いということは理解できましたが、粉じんについては影響が小さいため予測項目にいれ  
ないと記載がありますが、これはどうお考えですか。

事業者

ガイドラインにも記載があるとおり、基本的には、粉じんが発生しない場合又は発生しても少ない場合には、散水等の保全対策をすることで発生する影響は極めて低いということから、予測項目に入れておりません。

雨谷委員長

ということは、散水することを前提に運用されるということでしょうか。

事業者

発生する場合には、散水を行う予定でおります。

雨谷委員長

粉じんについては、明らかに発生することが予見されます。というのも、本日現場を見た際にも相当量の発生が確認できました。視察時は、実際に破砕行為はしてはしていませんでしたが、前回の木くずが内部に残っていたのか、それが舞っていたのだと思われま

す。  
粉じんについては、IARC（国際がん研究機関）でも発がん性物質であると指定されております。風が強い日などは滞留しないため影響は少ないと思いますが、必ずしもそのような状況だけで使用されるわけではないと思いますので、木くずぐらい大丈夫と思わず、必ず散水をしていただきたいと思います。

横田副委員長

環境への影響だけでなく、労働安全衛生法においても、労働者の労働環境保全の観点から雨谷先生がおっしゃったことが記載されているため、ご確認いただきたいと思

井上委員

騒音対策において、今回、敷地境界から12m以上離し、民家がある場合は60m以上離すという形になっていますが、これはもうこの範囲でしか作業しないのか、それとも、この範囲内で作業する必要がある場合はなにか対策等を講じた上で作業する形になるのか、どちらでしょうか。

事業者

基本的には、調査結果にあるような敷地境界から12m、民家からは60m離れた場所で行うことを想定しております。近くに民家があるかどうか、今後どこが作業場所になるかわからないところではありますが、どうしても工事場所によって敷地境界からの距離や民家からの距離を確保できない場合については、防音壁を建てるなど個別具体的な対

策をし、生活環境の保全が確保できる対策をとる必要はあると考えております。

井上委員

確かに、お話を聞いている限りでは山の中なので民家はないような気がします。ただ影響がある場合はどうするのかっていうところが書類だとはっきりしていなかったものですから質問させていただきました。影響が出る場合は対策を講じながら作業をするのか、そもそも距離を確保できない場合は最初から作業しないとすることを明確にさせていただいたほうがいいと思います。

井上委員

追加で質問です。万が一苦情が出た場合の対応は、会社さんとしてはどういった対応をする予定なのでしょう。

事業者

今まで苦情を受けたことがないため、そういったマニュアル的なものは用意しておりません。

井上委員

今までは近隣の方ともうまくやられているとのことなので問題なかったと思いますが、今後は産業廃棄物の処理としてやられていく中で、苦情が発生した場合のフローシートなどは準備していただいたほうがいいかなと思います。また、場合によっては市の方にも相談するなど、準備は必要だと思います。

松田委員

散水の方法は、こういった形で行われる予定でしょうか。

事業者

散水車はリースしたものを使用し、破砕行為を行う前に散水し、粉じんの飛散を防止します。

松田委員

破砕前の散水が、粉じん発生抑制にどのくらい効果があるのかが気になります。また、排水処理しない程度に撒くとなると、散水量についても重要です。施設からの排水はしないが散水をするということですから。散水に関してはよほど神経を使ってやらないといけないと思います。

雨谷委員長

散水の仕方については、現場で作業する作業員の方に指導教育していただく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

宗林委員

事業者様ではなく事務局への質問になる**かもしれません**。本日拝見させていただいた移動式破碎機については、今までも使用されているとおっしゃっていましたが、それがなぜ、今このタイミングで専門家会議に諮問されるのか、ご教示ください。

事務局

元請けから排出される伐採木について、産業廃棄物として木くずという扱いになりますが、それを排出者以外の小沼さんが処理料金をもらって処理する場合には設置許可と合わせて処分業許可が必要となるため、今般の申請に至った次第です。

宗林委員

今までにもそのような行為はされていたのではないのでしょうか。

事業者

今までは、排出者にこの機械を貸して作業してもらっていました。ですがそれだと、機械の扱い方に慣れていないため故障することがあり、今後は、自分たちが処理を委託されるという形で行いたいため、申請に至りました。

宗林委員

理解できました、ありがとうございます。

また、先ほどの散水に関してですが、1日の作業で撒く水の量と表流水の**位置**については、気をつけていただきたいです。近くに**ある**池や川が無いことを確認するなど。そうしないと意図せず排水と同じことになると思いますので、**そこだけ**ご注意ください。あと、**あとその**1日の**散水**の量というのはどのぐらいになりますでしょうか。

事業者

1日に散水車で何往復化することになると思いますが、正確な量についてはまだ不透明であります。

松田委員

処理する木の種類によっても、粉じんがたくさん出るものとそうでないものがあると思うので、管理は結構大変だと思います。

雨谷委員

その他の意見はないでしょうか。特段の意見等がないようでしたら以上で質疑を終わり、意見の集約をしたいと思います。

事業者の方は、ここで退室をお願いします。本日は、ご案内・ご説明ありがとうございました。

《事業者退室》

雨谷委員長

本日の会議における委員の皆様から出された意見については、報告書として調整し、市長に提出することとなっています。特に付帯意見等がなければ、報告書の取りまとめについては議長に一任させていただくということでよいでしょうか。

《委員より議長一任》

雨谷委員長

ありがとうございます。以上で議事を終了します。それでは、本日の委員長の役割は終わりましたので、事務局に進行をお返しします。

事務局

本日は、ご多忙のところ廃棄物処理施設設置等専門家会議へご出席いただき、また長時間にわたるご審議をいただきありがとうございました。

これをもちまして「令和7年度第1回廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議」を閉会します。ありがとうございました。

専門家会議 閉会